

令和6年第1回定例会3月議会提出議案概要書

総務局総務管理室総務課
総務局財務室

議 案 目 録

- 議案第 1 号 令和5年度明石市一般会計補正予算（第7号）専決処分につき承認を求めること
- 〃 第 2 号 新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金条例を廃止する条例制定のこと
- 〃 第 3 号 明石市事務分掌条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 4 号 明石市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 5 号 職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定のこと
- 〃 第 6 号 明石市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 7 号 明石市戸籍・住民票関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 8 号 明石市介護保険関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 9 号 明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 10号 明石市財産区立会館条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 11号 明石市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 12号 明石市立ゆりかご園条例及び明石市立知的障害児通園療育施設条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 13号 明石市立知的障害者福祉施設設置条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 14号 明石市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 15号 明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 16号 明石市介護保険条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 17号 明石市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制

定のこと

- 〃 第 1 8 号 明石市犯罪被害者等の権利及び支援に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 1 9 号 明石市旅館業法施行条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 2 0 号 明石市漁港管理条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 2 1 号 明石市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 2 2 号 明石市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 2 3 号 明石市火災予防条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 2 4 号 令和 5 年度明石市一般会計補正予算（第 8 号）
- 〃 第 2 5 号 令和 5 年度明石市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 2 6 号 令和 5 年度明石市公共用地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 2 7 号 令和 5 年度明石市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 〃 第 2 8 号 令和 5 年度明石市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 2 9 号 令和 5 年度明石市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 〃 第 3 0 号 令和 5 年度明石市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 〃 第 3 1 号 明石クリーンセンター焼却施設保全工事請負契約のこと
- 〃 第 3 2 号 包括外部監査契約のこと
- 〃 第 3 3 号 市道路線認定のこと
- 〃 第 3 4 号 令和 6 年度明石市一般会計予算
- 〃 第 3 5 号 令和 6 年度明石市葬祭事業特別会計予算
- 〃 第 3 6 号 令和 6 年度明石市国民健康保険事業特別会計予算
- 〃 第 3 7 号 令和 6 年度明石市財産区特別会計予算
- 〃 第 3 8 号 令和 6 年度明石市公共用地取得事業特別会計予算
- 〃 第 3 9 号 令和 6 年度明石市石ヶ谷墓園整備事業特別会計予算
- 〃 第 4 0 号 令和 6 年度明石市地方卸売市場事業特別会計予算
- 〃 第 4 1 号 令和 6 年度明石市介護保険事業特別会計予算
- 〃 第 4 2 号 令和 6 年度明石市土地区画整理事業清算金特別会計予算

- 〃 第 4 3 号 令和 6 年度明石市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 〃 第 4 4 号 令和 6 年度明石市病院事業債管理特別会計予算
- 〃 第 4 5 号 令和 6 年度明石市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 〃 第 4 6 号 令和 6 年度明石市水道事業会計予算
- 〃 第 4 7 号 令和 6 年度明石市下水道事業会計予算
- 報告第 1 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 2 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 3 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

議案第 1 号

令和5年度明石市一般会計補正予算（第7号）専決処分
につき承認を求めること

物価高騰生活支援給付金給付事業に係る経費について、地方自治法第17
9条第1項の規定に基づく専決処分により措置したため、同条第3項の規定
に基づきその承認を求めるもの。

[補正額 812,000 千円 補正後 134,762,491 千円]

歳 入

国庫支出金 812,000 千円 総務費国庫補助金 812,000 千円
(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)

歳 出

補助費等 812,000 千円 物価高騰生活支援 812,000 千円
給付金給付事業費
(住民税均等割のみ課税世帯1世帯あたり10万円
低所得の子育て世帯児童1人あたり5万円を給付)

議案第 2 号

新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金条例を廃止する条例制定のこと

1 要 旨

新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金が所期の目的を達成したため、条例を廃止しようとするもの。

2 施行期日

令和6年4月1日

1 要 旨

環境産業局を新設し、市民生活局が所管している環境施策、産業振興等に係る事務を移管しようとするもの。

2 内 容

環境産業局を新設し、市民生活局が所管している次の事務を移管する。

- (1) 環境施策、環境衛生及び環境保全に関すること。
- (2) 廃棄物の処理及び再資源利用に関すること。
- (3) 商工業、農業及び水産業に関すること。

3 施行期日

令和6年4月1日

1 要 旨

個人番号の独自利用事務を追加するほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴う所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 独自利用事務の追加

法で定められた個人番号を利用できる事務以外の個人番号を利用する事務（独自利用事務）として、次の事務を加える。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による地域生活支援事業の実施に関する事務

（例：サービスの支給決定に関する事務）

イ 明石市営住宅条例の規定による準公営住宅及び特別市営住宅の管理に関する事務

（例：入居資格審査に関する事務）

(2) 法の一部改正等に伴う所要の整備

3 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日。ただし、2の(1)は、令和6年4月1日

1 要 旨

職員の定年年齢の引上げに伴い、給料表等級別基準職務表（以下「等級表」という。）に主査の職務を新設するとともに、公益的法人等に派遣することができる職員の範囲を改めようとするもの。

2 内 容

(1) 改正する条例

- ア 明石市職員の給与に関する条例
- イ 明石市立学校職員の給与等に関する条例
- ウ 公益的法人等への明石市職員の派遣等に関する条例

(2) 改正内容

- ア 等級表の5級（係長と同一等級）に、主査の職務を新設する。
- イ 公益的法人等に派遣できる職員の範囲を改める。

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

児童福祉法（以下「法」という。）の一部改正に伴う規定の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

法の一部改正に伴い、産前・産後のヘルパー派遣事業の位置づけが改められたことから、規定の整備を図る。

（現行）法第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業として実施

（改正）法第6条の3第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業として実施

3 施行期日

令和6年4月1日

1 要 旨

戸籍法（以下「法」という。）の一部改正に伴い新たに創設された事務に係る手数料を新設しようとするもの。

2 内 容

(1) 戸籍証明書及び除籍証明書の広域交付に係る手数料

本市以外を本籍地とする者に対し戸籍証明書及び除籍証明書の交付を行えるようになったことから、当該交付事務手数料を新設する。

戸籍証明書	1 通につき	4 5 0 円
除籍証明書	1 通につき	7 5 0 円

(2) 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料

オンライン化した行政手続において戸籍証明書等の添付を省略するために用いる識別符号（パスワード）の発行事務手数料を新設する。

戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	1 件につき	4 0 0 円
除籍電子証明書提供用識別符号の発行	1 件につき	7 0 0 円

(3) その他法の一部改正に伴う所要の整備

3 施行期日

令和 6 年 3 月 1 日

1 要 旨

介護保険法の一部改正に伴い、手数料を徴収する事務を追加しようとするもの。

2 内 容

指定居宅介護支援事業者（要介護被保険者に対するケアマネ事業者）が指定介護予防支援事業者（要支援被保険者に対するケアマネ事業者）の指定の申請を行えるようになったことから、当該申請に対する審査事務手数料を新設する。

指定の申請に対する審査	14,000円
指定の更新の申請に対する審査	7,000円

3 施行期日

令和6年4月1日

1 要 旨

建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い新たに創設された事務に係る手数料を新設するほか、規定の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

- (1) 既存建築物について、省エネルギーの向上を目的とした大規模修繕等の工事を行う場合に、一定の建築制限に係る規定を適用しない特例が新設されたため、当該特例認定に対する審査に係る手数料（27,000円）を新設する。
- (2) 引用法令の題名改正に伴う規定の整備

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第 10 号

明石市財産区立会館条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

耐震性が不足する西脇会館を廃止しようとするもの。

2 施行期日

公布の日

議案第 1 1 号

明石市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、婦人保護施設に代わる施設として女性自立支援施設が創設され、及び婦人補導院法が廃止されたため、関係条例について所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

- (1) 新たに女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（省令）が定められたことに伴い、当該基準に合わせた施設の運営基準等を定める。
- (2) 婦人補導院法が廃止されたことに伴う規定の整備

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

1 要 旨

児童福祉法の一部改正に伴う規定の整備を図るとともに、明石市立知的障害児通園療育施設条例の条例名を変更しようとするもの。

2 内 容

- (1) 児童福祉法の改正に伴い、これまで福祉型と医療型に分かれていた児童発達支援センターの類型が統合されたことによる規定の整備を行う。

改 正	現 行
児童発達支援センター (あおぞら園) (ゆりかご園)	福祉型児童発達支援センター (あおぞら園)
	医療型児童発達支援センター (ゆりかご園)

- (2) 明石市立知的障害児通園療育施設条例の条例名を、施設名称を用いたものに変更する。

(現行) 明石市立知的障害児通園療育施設条例

(改正) 明石市立あおぞら園・きらきら条例

- (3) その他所要の整備

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

議案第 1 3 号

明石市立知的障害者福祉施設設置条例の一部を改正する
条例制定のこと

1 要 旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）の一部改正に伴う規定の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

法の条項移動に伴う規定の整備

3 施行期日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

1 要 旨

指定障害福祉サービス事業、障害者福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準について定めた各種省令（以下「基準省令」という。）の一部改正に伴い、関係条例について所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 改正する条例

ア 障害者総合支援法関係

明石市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例ほか3条例

イ 児童福祉法関係

明石市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例ほか2条例

(2) 改正内容

ア 障害者総合支援法において新設された就労選択支援事業に係る基準等を定める。

イ その他改正後の基準省令に合わせた施設の運営基準等を定める。

3 施行期日

令和6年4月1日。ただし、2の(2)のアは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

1 要 旨

国民健康保険法施行令（以下「政令」という。）の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等賦課限度額の引上げを行うとともに、低所得者に対する保険料減額措置に係る所得判定の基準を緩和するほか、国民健康保険法（以下「法」という。）の一部改正により、退職者医療制度に係る経過措置が廃止されたことに伴う所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 後期高齢者支援金等賦課の上限額を、政令基準と同額に引き上げる。

（現行）22万円 → （改正）24万円

(2) 物価上昇に伴い額面上の所得が増加した者が、減額措置の対象から外れないようにするため、低所得者に対する保険料減額措置に係る所得判定基準を、政令基準と同額に緩和する。

【5割・2割減額措置に係る所得判定基準の計算式】

43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）+（下記ア又はイ×被保険者数）以下

ア 5割減額の場合

（現行）29万円 → （改正）29.5万円

イ 2割減額の場合

（現行）53.5万円 → （改正）54.5万円

(3) 退職者医療制度（被用者保険の被保険者期間が20年以上である者等が、退職に伴い国民健康保険の被保険者となった場合に、その者の医療費を被用者保険が負担する制度）が、法の一部改正により完全廃止されたことに伴い、所要の整備を図る。

3 施行期日

令和6年4月1日

1 要 旨

介護保険法施行令の一部改正を踏まえた第9期介護保険事業計画が策定されたことに伴い、介護保険料率の改定を行うとともに、介護保険料の算定に用いる所得段階を見直そうとするもの。

2 内 容

令和6年度から令和8年度までの年額保険料率を改定するとともに、各年度における介護保険料の算定に用いる所得段階を見直す。

(現行)

段階	年額保険料率
第1段階	35,220円
第2段階	44,377円
第3段階	52,830円
第4段階	59,874円
第5段階	70,440円
第6段階	73,962円
第7段階	83,119円

(改正)

段階	要 件	年額保険料率
第1段階	生活保護受給者、市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者及び市民税世帯非課税で合計所得金額及び課税年金収入の合計が80万円以下の者	<u>33,852円</u>
第2段階	市民税世帯非課税で合計所得金額及び課税年金収入の合計が80万円超120万円以下の者	<u>50,964円</u>
第3段階	市民税世帯非課税で第1段階又は第2段階に該当しない者	<u>51,336円</u>
第4段階	市民税世帯課税で本人が市民税非課税者かつ合計所得金額及び課税年金収入の合計が80万円以下の者	<u>63,240円</u>
第5段階	市民税世帯課税で本人が市民税非課税者かつ第4段階に該当しない者	<u>74,400円</u>
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が60万円以下の者	<u>78,120円</u>
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が60万円超120万円未満の者	<u>87,792円</u>

第 8 段階	85,936 円	第 8 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 1 2 0 万円以上 1 5 0 万円未満の者	<u>90,768 円</u>
第 9 段階	90,163 円	第 9 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 1 5 0 万円以上 2 1 0 万円未満の者	<u>95,232 円</u>
第 10 段階	105,660 円	第 10 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 2 1 0 万円以上 3 2 0 万円未満の者	<u>111,600 円</u>
第 11 段階	108,477 円	第 11 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 3 2 0 万円以上 <u>4 2 0 万円</u> 未満の者（現行 <u>4 0 0 万円</u> 未満）	<u>126,480 円</u>
第 12 段階	124,678 円	第 12 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が <u>4 2 0 万円</u> 以上 <u>5 2 0 万円</u> 未満の者（現行 <u>4 0 0 万円</u> 以上 <u>6 0 0 万円</u> 未満）	<u>141,360 円</u>
第 13 段階	140,880 円	第 13 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が <u>5 2 0 万円</u> 以上 <u>6 2 0 万円</u> 未満の者（現行 <u>4 0 0 万円</u> 以上 <u>6 0 0 万円</u> 未満）	<u>156,240 円</u>
第 13 段階	140,880 円	第 14 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が <u>6 2 0 万円</u> 以上 <u>7 2 0 万円</u> 未満の者（現行 <u>6 0 0 万円</u> 以上 <u>8 0 0 万円</u> 未満）	<u>171,120 円</u>
第 14 段階	147,924 円	第 15 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が <u>7 2 0 万円</u> 以上 <u>8 2 0 万円</u> 未満の者（現行 <u>6 0 0 万円</u> 以上 <u>8 0 0 万円</u> 未満）	<u>178,560 円</u>
第 14 段階	147,924 円	第 16 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が <u>8 2 0 万円</u> 以上の者（現行 <u>8 0 0 万円</u> 以上）	<u>186,000 円</u>

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

議案第 17 号

明石市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

指定居宅介護サービス、介護保険施設等の人員、設備及び運営に関する基準について定めた各種省令（以下「基準省令」という。）の一部改正に伴い、関係条例について所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 改正する条例

ア 介護保険法関係

明石市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例ほか6条例

イ 社会福祉法関係

明石市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

ウ 老人福祉法関係

明石市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例ほか1条例

(2) 改正内容

改正後の基準省令に合わせた施設の運営基準等を定める。

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第 18 号

明石市犯罪被害者等の権利及び支援に関する条例の一部
を改正する条例制定のこと

1 要 旨

刑法の一部改正に伴う規定の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

刑法の条項移動に伴う規定の整備

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

議案第 19 号

明石市旅館業法施行条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

旅館業法の一部改正により、営業者が宿泊を拒否することができる事由が追加されたことから、条例に定める宿泊拒否事由のうち、同法に定める事由と重複するものを削ろうとするもの。

2 施行期日

公布の日

1 要 旨

漁港漁場整備法の規定に基づき漁港の水域の一部をプレジャーボート等の放置等を禁止する区域に指定することに伴う所要の整備を図るとともに、林崎漁港臨時駐車場の使用料を定めようとするもの。

2 内 容

(1) プレジャーボート等の放置等の禁止

ア 市長が指定した区域内において、船舶の放置等を禁止する。

市長が指定する区域	放置等を禁止する船舶
重点放置等禁止区域	船舶又はいかだ
放置等禁止区域	プレジャーボート等(漁船以外の船舶又はいかだ)

イ 当分の間、市長の許可を受け、放置等禁止区域内の市長が指定する施設を利用してプレジャーボートを停けい泊することができる経過措置を設ける。

ウ イの許可に係る使用料(艇長6メートル未満のものについては、1隻1月につき4,100円)を徴収する。

(2) 林崎漁港臨時駐車場の設置

林崎漁港内に臨時駐車場を設置し、当該駐車場を利用する者から使用料(1日1回につき1,000円)を徴収する。

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第 2 1 号

明石市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

開発事業により新たに整備される松が丘5丁目地区について、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、区域内における建築物の敷地及び用途に関する制限を定めようとするもの。

2 内 容

建築物の制限を適用する区域に、松が丘5丁目地区地区整備計画の区域を追加し、当該区域に次に掲げる制限を定める。

建築してはならない建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建の住宅 (2) 自治会等の自治活動の目的の用に供するための集会所その他これに類する建築物 (3) 前2号の建築物に附属するもの
敷地面積の最低限度	130㎡

3 施行期日

公布の日

議案第 2 2 号

明石市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

地方自治法（以下「法」という。）の一部改正に伴う規定の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

法の条項移動に伴う規定の整備

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

1 要 旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（以下「標準政令」という。）の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査手数料の額を引き上げようとするもの。

2 内 容

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査手数料を、改正後の標準政令と同額に設定する。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

今回の補正は、歳出で、国の補正予算に伴い、小学校のエレベーター設置及び小中学校のトイレ改修にかかる小中学校施設整備事業費を追加するほか、執行見込み等による各種経費の補正を行うとともに、歳入では、地方交付税等を追加し、国庫支出金、繰入金等を減額するもの。

また、併せて、繰越明許費の設定を行うもの。

[補正額 △1,560,329 千円 補正後 133,202,162 千円]

歳 入

地方交付税	604,928 千円	普通交付税	
国庫支出金	△787,110 千円	衛生費国庫負担金	△504,380 千円
		衛生費国庫補助金等	△282,730 千円
県支出金	△252,268 千円	民生費県補助金等	
繰入金	△694,976 千円	財政基金繰入金等	
市債	△208,850 千円	教育債	524,500 千円
		臨時財政対策債	122,350 千円
		民生債等	△855,700 千円
その他収入	△222,053 千円		

歳 出

扶助費	1,825,600 千円	私立認定こども園事業費	977,000 千円
		訓練等給付事業費	500,000 千円
		介護給付(居宅系以外)事業費	200,000 千円
		私立保育所事業費等	148,600 千円
人件費	201,957 千円	職員費(退職手当)等	
補助費等	122,115 千円	国県補助金精算等償還金	240,000 千円
		水産一般振興事業費	48,879 千円
		価格高騰緊急支援 給付金給付事業費等	△166,764 千円

投資的経費	△2,201,214 千円	小学校施設整備事業費	222,800 千円
		中学校施設整備事業費	149,000 千円
		沿岸漁場整備・構造改善事業費	136,800 千円
		福祉施設整備・人材育成事業費	△1,162,561 千円
		私立保育所・認定 こども園等整備事業費	△573,200 千円
		交通安全施設整備事業費等	△974,053 千円
物件費	△1,194,288 千円	乳幼児法定予防接種事業費	62,000 千円
		新型コロナウイルス ワクチン接種事業費	△862,500 千円
		埋蔵文化財発掘調査事業費等	△393,788 千円
貸付金	△142,000 千円	中小企業融資対策事業費等	
公債費	△135,000 千円	長期債利子等	
その他経費	△37,499 千円		
繰越明許費	6,505,000 千円	財政事務事業	40,000 千円
		車両管理事業	4,000 千円
		北庁舎(旧保健センター) 維持管理事業	17,000 千円
		市税賦課徴収事務事業	20,000 千円
		戸籍事務事業	6,000 千円
		住民基本台帳事務事業	24,000 千円
		物価高騰対応支援 給付金給付事業	2,576,000 千円
		物価高騰生活支援 給付金給付事業	812,000 千円
		病児・病後児保育事業	12,000 千円
		新型コロナウイルス ワクチン接種事業	24,000 千円

環境基本計画推進事業	33,000 千円
ごみ収集車両購入事業	10,000 千円
廃棄物処理事業	4,000 千円
(仮)新明石クリーン センター建設事業	16,000 千円
土地改良事業	41,000 千円
沿岸漁場整備・ 構造改善事業	137,000 千円
道路維持補修事業	4,000 千円
道路新設改良事業	317,000 千円
交通安全施設整備事業	742,000 千円
水路維持管理事業	15,000 千円
西明石活性化 プロジェクト事業	66,000 千円
大久保駅前土地 区画整理事業	47,000 千円
街路整備事業	293,000 千円
公園維持管理事業	3,000 千円
都市公園安全・ 安心対策事業	34,000 千円
菊栽培等事業	4,000 千円
通信施設整備事業	9,000 千円
小学校施設整備事業	522,000 千円
中学校施設整備事業	226,000 千円
水道事業会計繰出金	447,000 千円

今回の補正は、歳出で、執行見込みによる各種給付費等の補正を行うとともに、歳入では、国民健康保険料を減額する一方、県支出金、繰入金等を追加するもの。

[補正額 618,700 千円 補正後 29,158,733 千円]

歳 入

国民健康保険料	△40,425 千円	一般被保険者 国民健康保険料	
県支出金	556,500 千円	保険給付費等交付金 (普通交付金)	
繰入金	80,467 千円	一般会計繰入金	10,467 千円
		基金繰入金	70,000 千円
繰越金	22,158 千円	前年度繰越金	

歳 出

総務費	11,200 千円	職員費	
保険給付費	556,500 千円	一般被保険者療養給付費	300,000 千円
		一般被保険者療養費	4,000 千円
		審査支払手数料	2,500 千円
		一般被保険者高額療養費	250,000 千円
保健事業費	1,000 千円	保健衛生普及費	
諸支出金	50,000 千円	保険給付費等交付金償還金	

今回の補正は、歳出で、公共用地先行取得費を減額するとともに、歳入では、市債を減額するもの。

また、併せて、繰越明許費の設定を行うもの。

[補正額 △2,260,000 千円 補正後 1,394,400 千円]

歳 入

市 債 △2,260,000 千円 公共用地先行
取得事業債

歳 出

公共用地先行取得費 △2,260,000 千円 山手環状線 △600,000 千円
街路事業用地
先行取得事業費

江井ヶ島松陰新田線 △30,000 千円
道路事業用地
先行取得事業費

西明石活性化 △1,630,000 千円
プロジェクト用地
先行取得事業費

繰越明許費 93,000 千円 山手環状線 50,000 千円
街路事業用地
先行取得事業

江井ヶ島松陰新田線 43,000 千円
道路事業用地
先行取得事業

今回の補正は、歳出で、執行見込みによる各種給付費の補正を行い、職員費を減額する一方、国県負担金等精算に係る償還金を追加するとともに、歳入では、繰入金を減額する一方、前年度繰越金を追加するもの。

〔 補正額 143,960 千円 補正後 26,319,281 千円 〕

歳 入

繰 入 金	△96,157 千円	一般会計繰入金	△22,200 千円
		基金繰入金	△73,957 千円
繰 越 金	240,117 千円	前年度繰越金	

歳 出

総 務 費	△22,200 千円	職 員 費	
保 険 給 付 費	0 千円	居宅介護サービス等給付費	100,000 千円
		居宅介護福祉用具購入費	3,500 千円
		地域密着型介護サービス等給付費	△107,000 千円
		介護予防福祉用具購入費	3,500 千円
諸 支 出 金	166,160 千円	国県負担金等精算金償還	

今回の補正は、歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金を減額する一方、保健事業費等を追加するとともに、歳入では、一般会計繰入金を減額する一方、前年度繰越金等を追加するもの。

[補正額 △4,974 千円 補正後 4,666,211 千円]

歳 入

繰 入 金	△22,356 千円	一般会計繰入金	
繰 越 金	10,674 千円	前年度繰越金	
諸 収 入	6,708 千円	受託事業収入	6,200 千円
		雑 入	508 千円

歳 出

後期高齢者医療 広域連合納付金	△15,660 千円	負担金補助 及び交付金	
保健事業費	6,200 千円	後期高齢者 健康診査事業費	
諸 支 出 金	4,486 千円	健康診査補助金返還金	

今回の補正は、配水量の増加等に伴う業務の予定量の変更を行うとともに、事業費用では執行見込みによる各種経費の補正を行い、事業収益では給水収益等の減額をするもので、当年度純利益 146,969 千円を予定するもの。

また、資本的支出では建設改良費の減額をするとともに、資本的収入では企業債の減額等をするもの。

事業収益

営業収益	△79,000 千円	給水収益	△60,000 千円
		受託工事収益	△13,000 千円
		その他営業収益	△6,000 千円

事業費用

営業費用	△242,000 千円	原水及び浄水費	△123,500 千円
		業務費	△12,500 千円
		総係費	△26,000 千円
		減価償却費	△80,000 千円
営業外費用	△40,000 千円	支払利息	

資本的収入

企業債	△130,000 千円	企業債	
工事負担金	20,000 千円	工事負担金	
他会計出資金	446,500 千円	他会計出資金	
他会計負担金	△491,000 千円	他会計負担金	

資本的支出

建設改良費	△296,000 千円	第 3 次整備事業費	△100,000 千円
		老朽管整備事業費	△155,000 千円
		建設改良事業費	△30,000 千円
		事務費	△11,000 千円

今回の補正は、処理場整備費の減額等に伴う業務の予定量の変更を行うとともに、事業費用では執行見込みによる各種経費の補正を行い、当年度純利益 595,771 千円を予定するもの。

また、資本的支出では建設改良費の減額をするとともに、資本的収入では国庫補助金の減額をするもの。

事業費用

営業費用	△66,300 千円	管渠費	2,500 千円
		ポンプ場費	△30,000 千円
		処理場費	△41,800 千円
		水洗普及費	4,100 千円
		業務費	△6,500 千円
		総係費	5,400 千円

資本的収入

国庫補助金	△333,850 千円	国庫補助金	
-------	-------------	-------	--

資本的支出

建設改良費	△333,300 千円	管渠整備費	△1,000 千円
		処理場整備費	△332,300 千円

議案第 3 1 号

明石クリーンセンター焼却施設保全工事請負契約のこと

1 工事概要

種 別	内 容	備 考
焼却施設保全工事	保全工事一式	1～3号燃焼装置保守、蒸気タービン発電機保守、焼却施設休止工事

2 請負金額 金 713,186,562円

3 相手方 北九州市戸畑区大字中原46番地59
日鉄環境エネルギーソリューション株式会社
代表取締役社長 織 田 和 之

4 支払条件 令和 5年度 金 0円
令和 6年度 金 101,843,038円以内
令和 7年度 金 101,843,038円以内
令和 8年度 金 101,843,038円以内
令和 9年度 金 101,843,038円以内
令和10年度 金 101,843,038円以内
令和11年度 金 101,843,038円以内
令和12年度 残 額

(参考)

工事期限 令和13年3月10日

1 要 旨

令和6年度包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

(1) 契約の目的

令和6年度包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告を受けること。

(2) 契約の始期

令和6年4月1日

(3) 契約金額

12,000,000円を上限とする額

(4) 相手方

ア 住 所 神戸市

イ 氏 名 本 村 勲

ウ 資 格 公認会計士

(5) 支払方法

業務完了後、請求を受けた日から30日以内に支払う。

1 要 旨

道路整備事業及び土地区画整理事業による新設道路並びに開発行為により引継ぎを受けた道路を市道路線として認定しようとするもの。

2 内 容

(1) 今回認定する路線

ア 路線数 17 路線

(ア) 道路整備事業による新設道路

明石中央72号線

(イ) 土地区画整理事業による新設道路

大久保926号線

(ウ) 開発行為により引継ぎを受けた道路

朝霧310号線ほか14路線

イ 延長 968メートル

ウ 面積 7,022平方メートル

(2) 認定後の路線

ア 路線数 3,262路線

イ 延長 650,139メートル

ウ 面積 4,685,806平方メートル

議案第 34 号 ~ 議案第 47 号 省略

報告第1号
)
 報告第3号

損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

報告番号	要 旨	内 容
第1号	市営住宅における漏水事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年12月20日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 89,400円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 令和5年9月27日市営住宅(市営貴崎東住宅)において給水管の損傷により漏水が発生し、階下に居住する相手方の家財に損害を与えたもの。
第2号	損壊事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年1月18日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 543,618円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 令和5年10月3日神戸市垂水沖において、令和5年台風第7号の影響により漂流していた本市所有の遊泳者安全区域を標示する標識が、相手方所有の漁船に接触し、損害を与えたもの。
第3号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年1月31日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 18,420円 (2) 相手方 明石市に所在する法人 (3) 事故の内容 令和5年6月20日明石市大明石町1丁目6番1号の商業施設の荷捌き場において、こども局子育て支援室こども健康課の職員が運転する本市所有の軽乗用車が停車するために後退しようとした際、左方から後退してきた相手方普通貨物車に警笛を鳴らしたものの接触し、損害を与えたもの。